

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

尾花沢市長 結城 裕

市町村名 (市町村コード)	尾花沢市 (06212)
地域名 (地域内農業集落名)	玉野地区 (玉野原・東原、上原田、下原田、北郷・坂本、鶴巻田、母袋、粟生、下柳、寺町・銀山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、水稻を中心としてスイカやアスパラガス、そば、飼料作物等の作付けと、一部の農家で畜産(肥育・繁殖)を組み合わせた複合経営を行っている。
 当地区においても、農業者の高齢化による離農と後継者不足により、耕作放棄地等の更なる増加が懸念されている。
 今後、持続的に農地の活用を図りながら地域の活性化を図っていくためにも、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民を含めた地域全体で農地を活用していく仕組みを構築することが喫緊の課題となっている。
 このため、今後、分散する担い手の農地の集約化を推進していく地域においては、地区で栽培可能な新たな作物やその栽培方法について検証を行っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、農業の継続が困難な高齢農家が年々増加しているが、若い担い手が着実に育っている地域もある。
 また、地区内においては、法人を設立して農業用機械を導入するとともに、集落内で農業用機械の共同利用化を図ることで、兼業農家の存続を支援する取り組みも行われており、今後、担い手への農地の集積を推進していく集落・地域においては、スマート農業も推進し、作業効率の良い農業を目指していく。
 一方、若い担い手が少ない集落では、現状を出来るだけ維持しつつ、他の地区から担い手を確保するなどして、できるだけ多くの農地を守っていくことに取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,229 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,229 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる農用地等の区域」とする。
 また、地区内の山間農地については、「保全・管理が行われる区域」として守っていくことにするか、今後、検討していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積・集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を通じた農地の貸借により、担い手への農地の集積・集約化を進め、担い手や法人、新規就農者を中心に団地面積の拡大を図る。</p> <p>農地の貸借については、貸したい意向のある農家の農地は、原則として隣接している農地を耕作している担い手や法人が引き受けていくこととするが、担い手等が少ない集落においては、地区外の担い手を確保し農地を守っていくこととする。</p> <p>また、農用地の集積・集約化の方策として、例えば、丹生川沿いの圃場には水稲作付を集約し、スイカ等の畑作物は黒ぼく土壌の圃場に団地化するといった、作付けのエリア分けについても今後、検討を進めていく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を積極的に活用し農地の集積を進めていくことを基本とするが、担い手が少ない集落においては、担い手等の意向を十分確認したうえで、段階的に農地の集積を進める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>地区内は基盤整備済みの圃場も多い地区であるが、現時点の課題としては、これまで長い期間、転作として畑作物を作付けてきた圃場を水田に戻す場合(5年に1回水張)に、ある程度の圃場整備が必要となるので、基盤整備事業を活用する方法も含めて取組方針を検討していく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>他の地区の法人も当地区内で作付けしている状況にあるが、共同作業等の農地管理の面からも、できるだけ地区内の農地は、地区内の担い手(法人)で作付けしていくことを基本とする。このため、地区内の法人を増やしていくことが、地区内の農業を守っていくことにつながるため、今後も法人化の推進に取り組んでいく。</p> <p>また、経営体の育成・確保の面からも、地区内の担い手や法人等と定期的な意見交換の場を持つことに努めていく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①花火による追い払いや電気柵の設置等により、ニホンザルや猪等による被害の軽減を図り、地域全体で鳥獣被害対策に取り組む。

③作業の効率化対策として、スマート農業機械の導入の検討が必要。

⑦中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、地区民で農地の保全・管理を行っていく。